

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年5月23日（月）
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（12名）
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
5. 農業委員会事務局出席職員（3名）

6. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第5回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。平素よりそれぞれの地域でご尽力いただき感謝申し上げます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、2番、3番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案6件でございます。まず、議案第16号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第16号、受付番号1から6を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1から6までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>1番について説明いたします。譲渡人は申請地を8年前に購入しましたが、毎年雨により土手が崩れるため修繕に苦労しておりました。そのため、譲受人へ売買の話を持ちかけたところ快諾していただいたとのことです。</p> <p>譲受人にも確認いたしましたが買い受けたことに間違い無いとのことです。譲受人は農業や牛の増頭等に力を入れており何ら問題無いと思われれます。以上です。</p>
5番	<p>2番、3番については譲受人が同一で関連がありますのでまとめて報告いたします。</p> <p>まず、2番ですが譲渡人・譲受人へ電話にて確認いたしました。譲渡人は高齢のため今後帰島し農業は出来ないとのことで譲受人へ売り渡したとのことです。</p> <p>譲受人は農業の規模拡大をし営農に積極的に取り組んでいきたいとのことで買い受けに応じたようです。</p> <p>3番も同様に電話にて確認をいたしましたところ、譲渡人は今後帰島し農業を行う予定がないとのことでした。</p> <p>譲受人も規模拡大を図るとのことで買い受けたようです。以上です。</p>
2番	<p>4番について説明いたします。先だって譲渡人、譲受人へ電話確認いたしました。</p> <p>譲渡人は、数十年ずっと島外にご在住で今後帰島する予定は無いとのことです。所有している畑は親戚である譲受人にほとんど小作を任せているため日頃の感謝も込めて譲渡という形で申請を行ったようです。</p> <p>譲受人は今後ますます規模拡大を図るとのことで譲り受けたようです。以上です。</p>
議長	<p>受付番号5番につきましては、事務局長の親類が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(事務局長 退席)</p>
2番	<p>5番について確認いたしましたので説明いたします。</p> <p>譲渡人は譲受人から売買の話を持ちかけられて売り渡したようです。</p> <p>譲受人は自身の畑の近隣に申請地があるということで譲渡人へ売買の話を持ちかけたところ買い受けに応じて頂いたとのことです。今後ます</p>

	<p>ます農業の規模拡大に励みたいということでした。以上です。</p> <p>説明終了後（事務局長 入室・着席）</p>
2番	<p>6番について説明いたします。譲渡人は、現在農業を行っていないため親戚である譲受人へ売買の話を持ちかけたところ買い受けに応じて頂いたようです。</p> <p>譲受人は申請地を長らく小作しており、現在は牧草を植えております。今後ますます規模拡大を図るため買い受けたようです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第16号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第16号は原案の通り決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1件でございます。</p> <p>第17号の議案書をご覧ください。喜界町より平成28年5月31日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>使用貸借権の設定が1件と売買が2件です。 面積は、合計35,438㎡です。</p> <p>【議案第17号、計画番号5番から7番の農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。
5番	5番についてです。譲渡人と譲受人はどういった関係でしょうか。
事務局	親子です。
7番	5番についてです。親子間での利用権設定の理由は何でしょうか。
事務局	農業者年金の経営移譲の関係で、今月で設定が終了しますので再設定を行っております。
9番	7番についてです。設定をする者が喜界町ですが、なぜ売り渡すのでしょうか。
事務局	町は基本的に農地を保有することは出来ないため、積極的に売り渡すこととしています。今回の農地は土地改良時の残地です。
議長	他にご質問ご意見等はございますか。 【質問、意見なし】
議長	よろしいでしょうか。それでは、計画番号5番から7番につきまして採決いたします。議案第17号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして平成28年第5回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 藤 本 安 満

議事録署名委員 永 昭 弘